

令和 6 年 6 月改定サービスコード表の変更点

（訪問型サービス） A3

- ・ 6 月から適用予定としていた「1 月当たりの回数を定める場合」は使用しません。
- ・ 月額報酬を基本とすることに変更ありません。
- ・ 月途中の事由による回数コードを適用する場合のサービスコードも変更ありません。
- ・ サービスコード表の並び順を変更しました。

【月額報酬】（訪問型サービスⅠ～Ⅲ）

【月途中の事由による回数コードを適用する場合】（訪問型サービスⅣ～Ⅵ）

- ・ 介護職員等処遇改善加算の算定単位数を変更しました（介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ）。
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）を新設しました。

（介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は令和 7 年 3 月 31 日までの間、算定）

- ・ 介護職員等処遇改善加算については、訪問型サービスⅣ～Ⅵはすべて同一のサービスコード（Ⅶ）を使用します。
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が廃止となりました。
（令和 6 年 6 月以降、算定できませんのでご注意ください。）

（通所型サービス） A7

- ・ 6 月から適用予定としていた「通所型サービスⅢ・Ⅳ（1 月当たりの回数を定める場合）」は使用しません。
- ・ 月額報酬を基本とすることに変更ありません。
- ・ 6 月から廃止予定としていた一部のサービスコードについて、名称を変更したうえで継続して使用します。

（旧）「通所型サービスⅠ（回数）」⇒（新）「通所型サービスⅢ」

（旧）「通所型サービスⅡ（回数）」⇒（新）「通所型サービスⅣ」

サービスコード	（新）名称
2110、2210、2310	「通所型サービスⅢ」（基本報酬）
2120、2220、2320	「通所型サービスⅣ」（基本報酬）
1267、1268、1269	「通所型サービスⅢ」 高齢者虐待防止未実施減算
1270、1271、1272	「通所型サービスⅣ」 高齢者虐待防止未実施減算
1273、1274、1275	「通所型サービスⅢ」 業務継続計画未策定減算
1276、1277、1278	「通所型サービスⅣ」 業務継続計画未策定減算
2111、2211、2311	「通所型サービスⅢ」 定員超過減算
2121、2221、2321	「通所型サービスⅣ」 定員超過減算

- ・サービスコード表の並び順を変更しました。

【月額報酬】（通所型サービスⅠ・Ⅱ）

【月途中の事由による回数コードを適用する場合】（通所型サービスⅢ・Ⅳ）

- ・「通所型サービス 送迎減算」について、サービスコードを追加します。

（４月に掲載したサービスコードの上限は１６回までの１種類でしたが、算定上限８回用のサービスコードを新設します）

サービスコード	名称	算定上限
1240、1241、1242	「通所型サービス 送迎減算Ⅰ」	８回まで
1210、1211、1212	「通所型サービス 送迎減算Ⅱ」	16回まで

（新設）

- ・介護職員等処遇改善加算の算定単位数を変更しました（介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ）。

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）を新設しました。

（介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は令和７年３月３１日までの間、算定）

- ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が廃止となりました。

（令和６年６月以降、算定できませんのでご注意ください。）

以上